

損益計算書科目(例)と実態調査科目の対比表

損益計算書科目(例)	「介護事業経営実態調査」支出科目 II 売上原価	
A 労務費		
給料手当/社員	1	人件費
通勤手当/社員	1	人件費
給与手当/契約社員	1	人件費
通勤手当/契約社員	1	人件費
給与手当/非常勤	1	人件費
通勤手当/非常勤	1	人件費
アルバイト料	1	人件費
アルバイト料/通勤手当	1	人件費
賞与/社員	1	人件費
法定福利費/健保厚生	1	人件費
法定福利費/労働保険	1	人件費
法定福利費/児童手当	1	人件費
法定福利費/その他	1	人件費
賞与引当金繰入	1	人件費
退職給与引当金繰入	1	人件費
福利厚生費/慶弔費	2 (4)	福利厚生費
福利厚生費/行事費	2 (4)	福利厚生費
福利厚生費/保健衛生	2 (4)	福利厚生費
社員教育費	2 (6)	研修費
人材委託費/看護師	2 (12)	委託費 ① 派遣委託費
人材委託費/その他	2 (12)	委託費 ① 派遣委託費
B 経費		
自動車諸費	2 (2)	車両費
自動車賃借料	2 (2)	車両費
物件賃借料	2 (9)	賃借料 ② 建物及び建物附属設備
リース料	2 (9)	賃借料 ③ 設備機器
レンタル料	2 (9)	賃借料 ④ その他の賃借料
水道光熱費/電力料	2 (3)	光熱水費
水道光熱費/ガス料金	2 (3)	光熱水費
水道光熱費/水道料金	2 (3)	光熱水費
修繕費/退居清掃	2 (8)	修繕費
修繕費/修繕費	2 (8)	修繕費
修繕費/計画修繕	2 (8)	修繕費
修繕費/保守料	2 (13)	その他の経費
減価償却費/有固定資産	3 (1)	建物及び建物附属設備減価償却費
減価償却費/リース	3 (6)	その他の減価償却費
保険料/自動車	2 (10)	保険料 ① 自動車保険料
保険料/火災	2 (10)	保険料 ② その他の保険料
保険料/賠償	2 (10)	保険料 ② その他の保険料
事務所税	2 (11)	租税公課
固定資産税	2 (11)	租税公課
不動産取得税	2 (11)	租税公課
租税公課/収入印紙	2 (11)	租税公課
租税公課/自動車税	2 (11)	租税公課
食材費	2 (1)	給食材料費
教具・教材費	2 (6)	研修費
外注委託費	2 (12)	委託費 ⑤ その他の委託費
清掃処理費	2 (12)	委託費 ④ 清掃委託費
厨房外注費	2 (12)	委託費 ② 給食委託費

損益計算書科目(例)と実態調査科目の対比表

損益計算書科目(例)	「介護事業経営実態調査」支出科目 II 売上原価	
事務用品費	2 (13)	その他の経費
消耗品費	2 (13)	その他の経費
コピー・印刷消耗品費	2 (13)	その他の経費
消耗品費/その他	2 (13)	その他の経費
図書新聞費	2 (13)	その他の経費
会費	2 (13)	その他の経費
手数料	2 (13)	その他の経費
アフィリエイト関係費	2 (13)	その他の経費
旅費交通費	2 (5)	旅費交通費
運賃通信費	2 (7)	通信運搬費
電報電話費	2 (7)	通信運搬費
雑費/受信料	2 (7)	通信運搬費
雑費/保健衛生費	2 (13)	その他の経費
雑費/その他	2 (13)	その他の経費
交際接待費/交際費	2 (13)	その他の経費
交際接待費/社員慰労	2 (13)	その他の経費
交際接待費/慶弔費	2 (13)	その他の経費
交際接待費/金銭	2 (13)	その他の経費
会議費	2 (13)	その他の経費
商品仕入高	2 (13)	その他の経費
C 販売費および一般管理費		
給料手当/社員	1	人件費
通勤手当/社員	1	人件費
賞与/社員	1	人件費
法定福利費	1	人件費
賞与引当金繰入	1	人件費
退職給与引当金繰入	1	人件費
福利厚生費	2 (4)	福利厚生費
社員教育費	2 (6)	研修費
求人費用	2 (13)	その他の経費
広告宣伝費	2 (13)	その他の経費
入居者募集広告費	2 (13)	その他の経費
販売促進費	2 (13)	その他の経費
DM費	2 (13)	その他の経費
販売促進費/その他	2 (13)	その他の経費
A+B+C	売上原価計 (1~4の合計)	

損益計算書科目(例)	「介護事業経営実態調査」支出科目 III 本部経費配賦額
<p>○各ホームのPLに計上されない経費(求人費用、広告宣伝費、本社人件費・役員報酬・本社家賃・本部経費等)は、各社の方針で、他事業や他のホームと費用を按分の上、「III本部経費配賦額」に必ず計上してください!</p> <p>(按分方法は各法人にお任せしますが、売上や職員数等での按分が考えられます)</p> <p>○本社経費や本社が管理している「販売費および一般管理費」が該当しますが、一部の事業者では「原価」であっても各ホーム単位ではなく、本社やエリア単位で管理していると聞きます。すべての費用を漏れなく按分して記載してください。</p>	

※記入に関して不明点があれば、会員・非会員にかかわらず、介木協事務局までお気軽にお問い合わせください。

経営実態調査専用ダイヤル：0120-973-496 E-mail：info@kaigotsuki-home.or.jp